

硫黄山登山道の利用について

○道道の工事の状況

- ・硫黄山登山口手前までの区間の落石対策工事終了、新ゲート設置
- ・ゲート位置の延伸により硫黄山登山道の特例使用申請は不要
～新ゲートの位置（通行止め区間）に係る案内については、ホームページによる周知のほか、五湖ゲート等における看板により周知
- ・R8年度以降の工事については「資料2-1」のとおり
落石対策工事（ロープ掛け工）（今年度工事区間の上部の箇所）
知床大橋橋梁補修工事（塗装塗替工）
霧双橋補修工事（10月～12月）
- ・五湖ゲートの冬期通行止め期間は、上記工事の理由により10月から翌年5月末まで

○駐車スペース

- ・従来は、カムイワッカ橋より手前の待避場を登山者用の駐車スペース及びシャトルバスの旋回場としていたが、登山口手前海側のスペース（待避場1）を活用することは可能（待避場1について、土地の外縁部は道路敷地外）
- ・登山口手前山側のスペース（待避場2）は工事で使用する見込み。
- ・待避場は道路の一般使用の範疇において利用可能だが駐車場とすることはできない。
→登山口手前の空いているスペースを利用するか従来の場所を利用することは可能

※ 道路利用の基本的な考え方

- ・道路は、一般交通のために利用されることが本来の目的→「道路の一般使用」
- ・道路の一般使用を妨げない範囲において、道路路肩への駐停車は可能

【参考資料】

- カムイワッカ地区全体図
- 待避場写真

既存スペース（待避場）



待避場 1
登山道手前（海側）





待避場 2
登山道手前（山側）



